

転入・転居された皆様へ

♠ 町内会・自治会 Q&A ♠

Q 町内会・自治会って何ですか？

A 同じ地域に住む人たちが、お互いの親睦を図りながら自分たちの地域を住みよいまちにしていくため、地域ごとにその実情に即した形で、住民同士が話し合いながら、地域生活に必要なルールを定めて活動している自主的な任意団体です。

Q 町内会・自治会は、どのような活動をしていますか？

A ごみ集積所の維持管理、清掃活動、防災訓練、防犯パトロール、暮らしに役立つ情報の提供、親睦活動など地域に住んでいる方が、安全・安心で暮らしやすいまちづくりのため、日常生活に関わりの深い、様々な活動に取り組んでいます。

※ 町内会・自治会によって、活動内容が異なります。

Q 町内会・自治会に加入すると、何かメリットがありますか？

A 住民の意見や要望を集約し、住民同士で協議することにより、共通意思の形成の場を作ることができます。また、誰でも加入できるため、活動を通してさまざまな人や組織とのつながりが広がり、地域で交流や親睦が深まれば、顔見知りが増えて連帯感が高まり、防犯や災害など、いざという時にお互い助け合い連携しながら、地域が一体となって対応できます。

Q 仕事が忙しくて帰りも遅く、町内会・自治会活動に参加できないし、お隣に住んでいる人の顔が判らなくても困らないと思うので、加入しなくていいですか？

A 私たちの生活は、町内会・自治会活動に支えられており、目に見えなくても、多くの恩恵を受けています。また、災害などいざというときに本当に力となるのは、地域の助け合いであり、日頃から地域の人たちがふれあい、連帯感を持つことが大切です。

町内会・自治会への加入については、強制されるものではありませんが、より良い生活環境を実現するため、ぜひ、町内会・自治会に加入をお願いします。

ようこそ！東海市へ 町内会・自治会に 加入しましょう

みなさんの
ご協力が
不可欠です！

みんなで
参加しようよ！
楽しいよ！

©サイジン広告

☆ あなたが居住する地域の町内会・自治会がどこか、確認してみましょう。

折込み用紙に記入し、市民協働課（市役所1階）へご提出ください。

☆ 市民協働課のホームページに「町内会・自治会案内申込書」もご利用ください。（URL：<https://www.city.tokai.aichi.jp/4281.htm>）

問合せ先
東海市市民協働課（地域ネットワーク推進担当）
電話：052-603-2211 又は 0562-33-1111
FAX：052-603-4000
E-mail：chiiki@city.tokai.lg.jp



☆QRコード

町内会・自治会の魅力！！ (こんなイイコトあります)

★ 日頃から気軽に声をかけ合える！！
(顔見知りが多くなり、あいさつしやすい)



★ 楽しいイベントを自分たちでつくれる！！
(自分のアイディアで地域を豊かに)



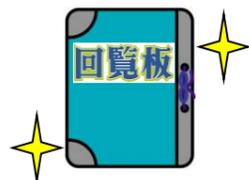
★ いざという時に助け合える！！
(地域で支えあい、孤立させない)



★ 地域の問題をみんなで協力して解決！！
(自分の困りごとはみんなも一緒)



★ 地域の情報が入ってくる！！
(楽しいお知らせ満載)



町内会・自治会は、みんながお互いに助け合いながら、安心して暮らせるような活動をしています！！

※地域によって活動内容は違います。

1 安心

日頃から防災訓練などを行い、いつ起こってもおかしくない災害に備えています。



2 ふれあい

子どもから大人まで、地域のみなさんが楽しめる、お祭りなどのイベントを行っています。



3 情報

回覧板や掲示板で、地域や行政の情報、イベントなどをお知らせしています。



4 支えあい

地域みんなが安心して暮らせるように高齢者の見守りや地域の交流の場を作っています。



5 安全

子どもたちが安全に通学できるように見守り活動や防犯パトロールなどを行っています。



6 快適

きれいで快適なまちづくりのため、ごみ集積場所の維持管理、地域清掃活動などを行っています。

